時 時間 所 場所 対 対象 定 定員 ¥ 料金 持 持ち物 申 申込方法・期間・申込先 問 問い合わせ先

申マークがないものは直接会場へお越しください

募集　締め切り間近！ 令和９年度版市民カレンダー写真大募集！

あなたの視点で切り取った「映(ば)える」写真で、令和9年度版市民カレンダーを飾ってみませんか。たくさんのご応募をお待ちしています。

テーマ／映える！沼津の1枚
応募期限／12月11日㈭（必着）
応募規定／横位置のカラープリントで四つ切サイズまたはA4サイズ
応募方法／①市ホームページにある応募用紙と写真データ（JPEG形式、10MB以内）を添付してメールで（1通につき１枚）
②市役所2階ぬまづプロモーション課または市ホームページにある応募用紙を、写真裏面に貼り付けて直接または郵送

※ 応募者自身が所有している未発表の写真（自身のSNSで投稿したものは可）で、撮影地は沼津市内に限ります。
※ 応募写真の著作権は、撮影者に帰属します。
※ 市民カレンダーの製作に必要な複製については、本市に許諾していただきます。
※ 被写体の肖像権等には十分に注意し、応募者の責任で全ての問題を解決したうえで応募してください。
※ 応募作品は返却しません。
※ 採用された写真は、他のコンクール等への応募は辞退していただきます。
※ 入選者には賞品を、入選者以外の応募者には記念品を贈呈します。
※ 詳細は、応募用紙または市ホームページをご覧ください。

ホームページ




申問 ぬまづプロモーション課
〒410-8601　沼津市役所
☎ 055-934-4703
✉ kouhou-photo@city.numazu.lg.jp

お知らせ　飼い犬の登録と注射、死亡・変更届け出を忘れずに

生後3カ月以上の犬は、登録と毎年1回の狂犬病予防注射の接種が義務付けられています。

■ マイクロチップが装着されていない犬の飼い主

登録はクリーンセンター（上香貫三ノ洞）、市役所8階環境政策課、各市民窓口事務所のほか、市の委託動物病院でも受け付けています。注射と登録を併せて行う場合は、市の委託動物病院に依頼してください。

飼い犬の死亡や行方不明などで現在飼っていない場合や、飼い主が替わった場合など、登録内容に変更が生じたときは必ずご連絡ください。

■ マイクロチップを装着して登録されている犬の飼い主

飼い主の住所や電話番号の変更、結婚して姓が変わった場合や飼い主の死亡など、飼い主の情報に変更が生じたときは、30日以内に環境省の指定登録機関に登録変更の手続を行ってください。

※ 迷い犬の早期発見につながるため、鑑札、注射済票は首輪等に付けるようにしましょう。
※ 詳細は、市ホームページをご覧ください。

問 クリーンセンター　☎ 055-933-0711

ホームページ

お知らせ　狂犬病予防注射の制度が変わります

狂犬病予防注射は、年間を通して接種が可能になります。
※ 年1回の接種義務は変わりません。

■ 注射済票の交付について

これまで3月2日～31日に狂犬病予防注射を接種した場合は、翌年度の注射済票を交付していましたが、令和９年３月2日以降は、この期間に接種した場合でも翌年度の注射済票の交付はできません。

令和9年度の注射済票の交付は、接種日が令和9年4月1日以降になります。令和9年3月2日～31日に狂犬病予防注射を接種した場合は、令和8年度の注射済票の交付となります。すでに令和8年度の注射済票（赤色）をお持ちの人は、令和9年4月1日以降の接種をご検討ください。

※ 詳細は、市ホームページをご覧ください。

ホームページ

注射済票の交付年度	狂犬病予防注射の接種日
令和８年度	令和８年３月２日～令和９年３月31日
令和９年度	令和９年４月１日～令和10年３月31日

問 クリーンセンター　☎ 055-933-0711

お知らせ　第 43 回山口源新人賞が決定しました

沼津市ゆかりの版画家「山口源」を顕彰することを目的に、若手の優れた版画家に対して、山口源新人賞を毎年授与しています。



受賞作品／No.0223-001
版種／銅版、木版
サイズ／縦100cm×横180cm

※ 受賞作品は、令和９年1月16日㈯から3月22日㈰までモン ミュゼ沼津で展示します。ぜひご観覧ください。

■ 題名の由来・モチーフ

私はずっと母親の肉体をモチーフに、肉体そのものではなく、その内側にあるものを表現したいと思って作品を制作してきました。ただ、この作品は見る人によって受け取り方は様々であるべきだと思っているので、タイトルで先入観を与えることがないように、母にちなんだ数字を含めつつ、何の意味も持たない記号の羅列のようなタイトルを付けることにしました。

■ 受賞の言葉（受賞者：長野県在住　松本奈緒さん）



このような素晴らしい賞を受賞できたこと、とても嬉しく思います。作品の制作は孤独な戦いです。私が長年鬱々としながら一人で抱え込んできた世界を、少しでも多くの人に知っていただけたら幸いです。

問 文化政策課　☎ 055-934-4812

お知らせ　11 月・12 月は県下一斉の滞納整理強化月間です

市では、納期内に納めている多くの納税者との公平性を欠くことのないよう、滞納整理に取り組んでいます。住民サービスを提供するうえで必要不可欠な市税の納付にご理解ください。

■ 市税を滞納すると

市税を滞納すると、年率9.1％の延滞金が発生します。督促状の発送後も納付や相談のないまま放置していると、下図の流れにより、法令に基づき強制的に滞納市税を徴収されることになります。

地方税法等に基づく滞納処分の流れ

督促状の発送
納期限を経過してから20日以内に督促状を発送します。督促手数料として１通につき50円が加算されます。

財　産　調　査
金融機関、勤務先、生命保険会社、取引先などに対し、質問及び検査や居宅等の捜索を行います。

財産差し押さえ
財産調査で判明した財産（預貯金、給与、生命保険、売掛金等の債権や不動産、自動車、動産等）を差し押さえます。

換　価・配　当
差し押さえた財産は「取立」や「公売」により換価（換金）します。換価して得た代金は滞納金（市税、延滞金など）に充当します。

■ 滞納を解消するために

市では近年、勤務先に給与の支払状況を調査して、給与を差し押さえて徴収するケースが増えています。また、滞納者の居宅などに了解を得ることなく立ち入って、財産を調査する「捜索」を行うこともあります。

財産調査や差し押さえ等の滞納処分は、法令に基づき行われるもので、滞納者に事前に告知することなく行うことができます。

■ 納められない事情があるときは

病気や災害、失業、事業の廃止や経営不振など、やむを得ない理由で納期限までに納付できない場合は、納税者の生活状況等を踏まえ、納付計画を立てていきます。

夜間相談窓口も開設しておりますので、早めに相談してください。

※ 夜間相談窓口の詳細は、市ホームページをご覧ください。

問 納税管理課　☎ 055-934-4732

ホームページ